

審 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	令和2年度第2回神奈川県感染症対策協議会		
開催日時	令和2年4月27日（月曜日）から令和2年5月1日（金曜日）まで		
開催場所	書面開催		
出席者	<p>〔委員等〕 ◎は会長 ○は副会長 <委員> ◎森雅亮、○多屋馨子、あらい絹世、小倉高志、小松幹一郎、笹生正人、角田照司、角田正史 阿南弥生子、北沢潤、土田賢一、辻和雄、中沢明紀、船山和志、吉岩宏樹、和田安弘 <会長招集者> 小笠原美由紀、橋本真也、吉川伸治、渡辺二治子</p>		
次回開催予定日	状況に応じて随時開催		
問い合わせ先	<p>所属名、担当者名 健康医療局保健医療部健康危機管理課 感染症対策グループ 山田、新 電話番号 045-210-4791 ファックス番号 045-633-3770</p>		
下欄に掲載するもの	議事概要	議事概要とした理由	各委員の意見は、未成熟な検討事項であり、公開することで、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため
審議経過	<p>議題 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者の療養の解除について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の疑い患者が増加し、全件PCR検査を実施すると重症者に対する検査に支障が出る恐れがあることから、PCR検査は、重症化防止の観点から入院を要する肺炎患者等の診断・治療に必要な検査を優先する。</p> <p>無症状病原体保有者及び軽症患者が宿泊療養又は自宅療養していた場合の療養の解除については、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したときに解除することができることとする。これらについて、協議が整い次第、実施する。</p> <p>なお、宿泊療養・自宅療養の方への14日間の健康観察については、LINEや電話により毎日フォローアップを行い、療養14日目に前3日間の症状を確認し、問題なければ療養を解除する。問題があった場合には、療養期間を1日延長して観察するなど、14日間での療養終了は機械的に適用するのではなく、各療養者の症状を丁寧に確認したうえで決定する。</p> <p>協議結果 「異議なし」が過半数を上回ったため、上記のとおり了承した。 （異議なし：18、異議あり：2）</p>		

